

三河豊田駅前広場利用の手引き

令和8年10月

目 次

1. 目的	1
2. 広場の基本情報	2
3. 使用の条件	4
(1) 使用するための手続き	4
(2) 使用者の条件	4
(3) 広場でできること	4
(4) 広場でできないこと	4
4. 使用までの流れ	5
【1】受付	6
【2】事前協議	9
【3】道路占用許可申請	12
【4】道路占用許可	13
【5】使用料の支払い	14
【6】イベント実施	15
5. 使用時の注意事項	16
5-1. 使用可能日、および使用可能時間	16
5-2. 使用時の注意事項	16
6. 連絡先	19
7. 手続き書類様式集	20

1. 目的

平成 29 年度に三河豊田駅前広場再生協議会が発足して以降、三河豊田駅前広場の利活用に関する意見交換や、イルミネーション事業といった地域住民主体の取り組みが進められてきました。

令和 4 年度には、噴水広場跡地の整備工事が竣工し、フラットで利活用のしやすい空間が生まれました。

この広場空間の積極的かつ幅広い活用を促進すべく、このたび「三河豊田駅前広場利用の手引き」として、駅前広場利活用のためのルールや運営体制をとりまとめました。

広場を、地域住民が集う公共空間として有効に活用することで、広場のみならず地域全体の活性化につながることを期待しています。



2. 広場の基本情報

(1) 基本情報

名称：三河豊田駅前広場

所在地：豊田市山之手 4 丁目 181、183-1

面積：約 430 m²

使用時間：7：00～20：00

※展示など昼夜連続して使用する場合は、別途協議します。

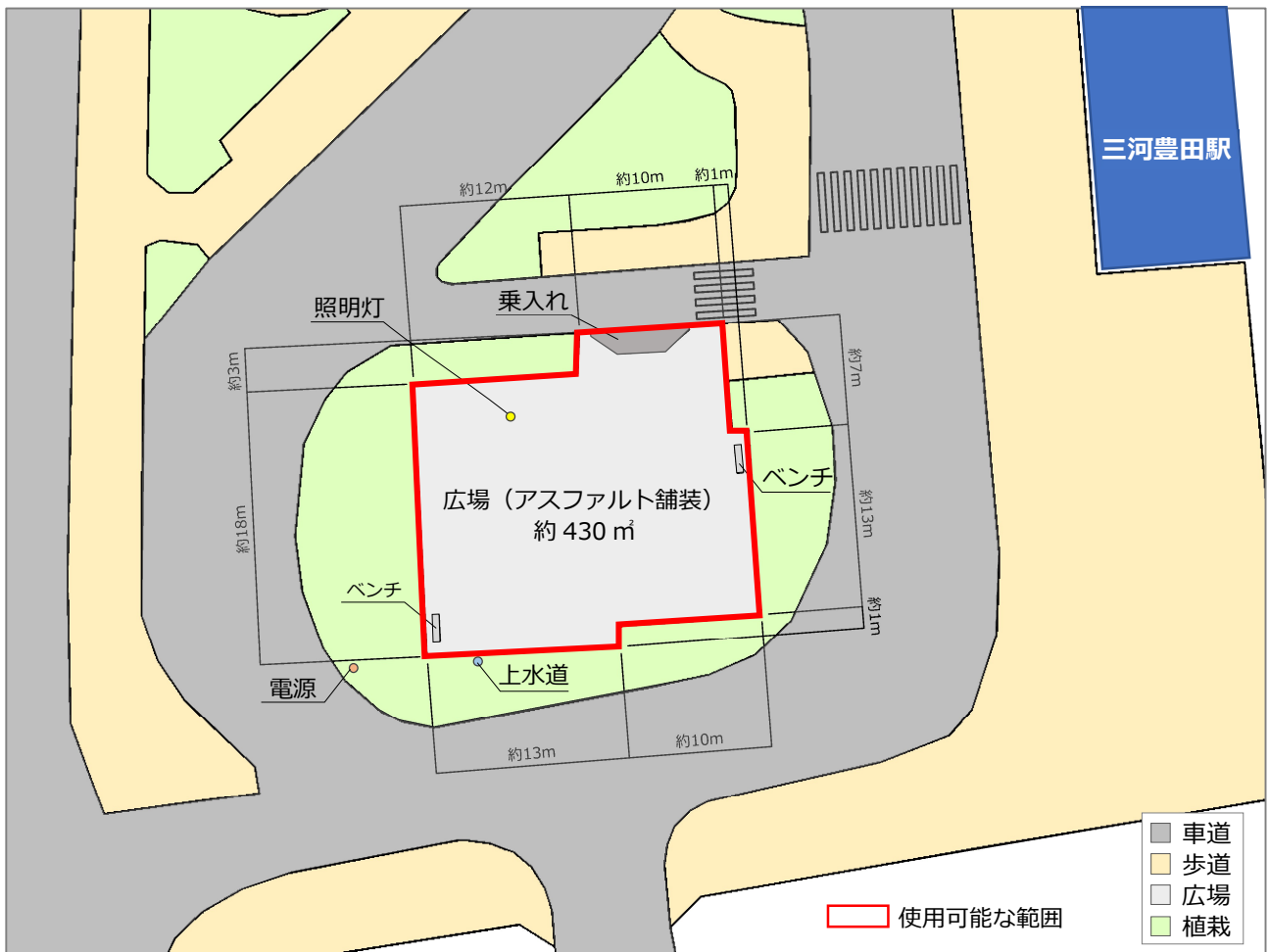
■広場位置図



■広場拡大図



■ 広場配置図



※汚水の排水設備はありません

(2) 使用可能な設備

- ・車両乗り入れ (W = 3.0m)
- ・上水道 (管径φ20mm 蛇口φ13mm) ※飲み水としても使用可能です。
- ・電源 (100Vコンセント 3口 分電盤に付属)

3. 使用の条件

(1) 使用するための手続き

三河豊田駅前広場は、全域が「道路区域」です。イベント使用の際に、占用物（設営物・設置物）の設置を伴う場合は、豊田市から道路占用許可を受ける必要があります。広場内の通行や休憩、待ち合わせなど日常的な使用については許可を受ける必要はありませんが、以下に該当する場合は、占用使用として事前に申し込み（⇒P.5）が必要です。

- ・ 営利、非営利問わず、広場を占用して使用する場合
- ・ 広場内にイベント用のテント、舞台、モニュメントなどの工作物を設置する場合

(2) 使用者の条件

- ・ 公序良俗に反する内容でないこと
- ・ 暴力団または暴力団員でないこと
- ・ 暴力団関係と密接な関係を有しない個人・団体であること
- ・ 政党その他の政治団体などの政治活動、布教その他宗教上の活動を目的としないこと

(3) 広場でできること

広場の中では、以下のような使い方が考えられます。使用する規模や安全対策の有無によっては使用が許可されないことがあるため、道路管理者（豊田市）との協議が必要です。

- ・ 子ども会のイベント
- ・ 夏祭りなど地元団体のイベント
- ・ 音楽の発表会など仲間同士のイベント
- ・ キッチンカーを使用した食のイベント
- ・ 作品展示
- ・ 販売行為など、金銭の授受を伴うイベント

(4) 広場でできないこと

- ・ 一般車両や歩行者に支障となる行為
- ・ 植物などを採取すること（樹木の伐採、または植物の採取）
- ・ 動物を捕まえること（鳥獣類を捕獲、または殺傷する行為）
- ・ 危険を生じる行為をすること（火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為）
- ・ 他人の迷惑になること（騒音、または大声を発する、暴力をふるう、その他他人の迷惑になる行為）
- ・ 火気を使用する器具などを取り扱うこと
- ・ 市長に禁止されたこと（上記行為のほか、市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為）

4. 使用までの流れ

申し込み（事前相談）からイベント実施、終了後までの流れは以下の通りです。各ステップの詳細は、次ページ以降を参照してください。

申し込み受付は、使用希望日の6か月前から、2か月前までとなります。（非受付日の場合は、その翌受付日とします。）

使用許可を受けた目的以外で使用することや、使用許可の権利を他者に譲渡することはできません。

ステップ	事務手続き	関係書類	期 間
【1】 受付	使用内容の聞き取り 下記情報を聞き取り、占用申請受付票を記入する。 ・ 使用者に関する情報（名前、連絡先など） ・ 占用物の設置予定 ・ 使用目的（イベント概要、営利活動の有無） （配置図、占用物件一覧表をもとに確認） ・ 使用期間 ・ 参加者数 ・ 使用範囲 ・ 車両進入の有無 ・ 安全対策の想定 ・ 電気、水道使用の有無 料金の計算 料金表（⇒P.14）をもとに料金を算出し、使用希望者に金額を伝える。	【作成書類】 ☐ 占用申請受付票 使用受付時の聞き取り内容を整理 （⇒詳細：P.7）	使用希望日の 2か月前までに 受付完了
【2】 事前 協議	豊田市との事前協議 道路占用許可申請書類（別紙資料にあたるもの）を作成し、豊田市役所（土木管理課）で事前協議を行う。 協議結果によって書類の修正が必要になった場合は、使用希望者に書類の修正を依頼する。	【豊田市への提出書類】 ☐ 位置図 ☐ 占用物件の配置図 ☐ （必要な場合）構造図 ☐ 占用物件一覧表 （⇒詳細：P.9-11）	使用希望日の 1か月前までに 受付完了
【3】 道路占用 許可申請	道路占用許可申請書類の提出【使用者が対応】 事前協議を踏まえ、必要に応じて占用許可申請書の別紙資料を修正し、豊田市役所（土木管理課）に提出する。	【豊田市への提出書類】 ☐ 道路占用許可申請書 ☐ 位置図 ☐ 占用物件の配置図（最終版） ☐ （必要な場合）構造図（最終版） ☐ 占用物件一覧表（最終版） （⇒詳細：P.12）	1か月前までに 受付完了
【4】 道路占用 許可	通常約 2 週間 道路占用許可書及び占用料納付書の受け取り【使用者が対応】 豊田市役所（土木管理課）で、道路占用許可書及び占用料納付書を受け取る。 希望する場合は、車止めの鍵、分電盤の鍵、水道ハンドルも受け取る。 道路占用許可書（原本）の引き渡し【使用者】 区民会館窓口に行き、道路占用許可書（原本）を引き渡し、協議会からコピーを受け取る。※使用料の支払いと引き換え	【使用者から協議会への提出書類】 ☐ 道路占用許可書（原本） ※原本は協議会で保管 【使用者への引き渡し書類】 ☐ 道路占用許可書（コピー）	許可申請から 占用許可まで 約 2 週間
【5】 使用料 の徴収 支払い	使用料の徴収 料金表（⇒P.14）をもとに正式な使用料の金額を算出し、使用者から現金で徴収する。 （営利目的の使用がある場合）占用料の支払い【使用者が対応】 使用者が豊田市（土木管理課）に占用料を支払う。 （使用を予定している場合）電気、水道使用量の確認 電気、水道の各メーターを確認し、使用量を記録する。		1～2 週間前 までに完了
【6】 イベント 実施	着手届の提出【使用者が対応】 イベント前日までに、使用者が豊田市（土木管理課）に着手届を提出する。 イベント実施時の確認 道路占用許可書申請時に提出した配置図通りに占用物件が配置されているか、安全対策がなされているかをチェックする。 イベント終了後の確認 ・ ゴミや忘れ物がないか、施設の破損がないかをチェックする。 ・ （使用があった場合）電気、水道の各メーターを確認し、使用量を記録する。 道路占用許可書・電気、水道備品の返却【使用者が対応】 使用者へ道路占用許可書（原本）を返却し、（使用があった場合）分電盤の鍵、水道ハンドルを、豊田市（土木管理課）にそれぞれ返却する。 完了届の提出【使用者が対応】 イベント終了後すみやかに、豊田市（土木管理課）に完了届を提出する。	【関係書類】 ☐ 着手届 ☐ 現場確認チェックリスト 現場確認時に使用する書類 （⇒詳細：P.15） ☐ 完了届 【豊田市への返却書類】 ☐ 道路占用許可書（原本）	前日 までに提出

【1】受付

受付は、山之手区民会館、御幸本町区民会館で行います。

山之手区民会館

住所：豊田市山之手 4-90

受付時間：火、水、金曜日 13：00～17：00

土曜日 9：00～12：00

TEL：0565-27-7594

御幸本町区民会館

住所：豊田市御幸本町 1-140

受付時間：月～金曜日 9：00～12：00

TEL：0565-29-5229

■ 占用申請受付票

- ・ 使用の受付の際には、占用申請受付票をもとに使用希望者から内容を聞き取ります。
- ・ 申請書の作成および提出は事務局で行いますので、申請に必要な情報を確認することが目的です。
- ・ 受付票中「2 使用の目的」で営利活動が含まれる場合、「8 電気、水道の使用」で使用がある場合は、使用料が発生します。
- ・ 料金表（⇒P.14）をもとに料金を算出し、「9 料金」に記入します。
- ・ 使用料は豊田市からの占用許可が出され、使用者に許可書のコピーを渡す際に徴収するため、使用者に金額を伝えます。（営利目的の占有がある場合、占有面積に応じて占用料が変わるため、おおむねの金額でかまいません）

三河豊田駅前広場 占用申請受付票

■受付日：令和 年 月 日

■対応者：()

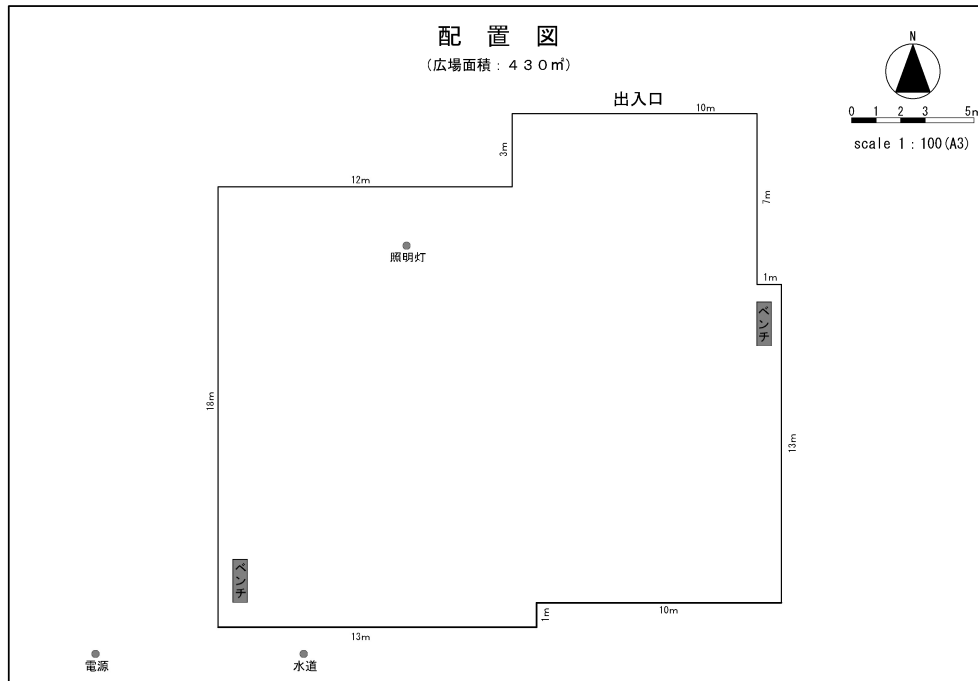
三河豊田駅前広場は道路区域のため、使用するためには道路管理者（豊田市）へ道路占用許可申請を行う必要があります。申請書の作成および提出は事務局（三河豊田駅前広場再生協議会）が行いますので、申請に必要な情報を確認します。

1	使用者	(団体名または個人名) ----- (団体の場合は代表者名) ----- (住 所) ----- (電話番号)
2	使用の目的	・何を行うのか（イベントであればイベント名や内容） ・営利活動が含まれるか（ 営利 ・ 非営利 ） ※営利か非営利によって使用料が異なります
3	使用する期間	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで ※準備、片付けも含む
4	参加者数	・想定する参加人数 (約 人) ・そのうち、占有者、運営者の人数 (約 人)
5	使用範囲	配置図の空用紙【別紙】を用いて使用範囲を確認 ・使用範囲（どの辺りで何をするか） ・設置する施設はあるか（配置図に設置位置や大きさを記入）
6	車両の進入	資材の搬入、搬出などで車両の進入が必要か ・車両の進入（ あり ・ なし ） ※車両の進入ありの場合は出入口の車止めを外す必要がある ※車止めを外す場合は鍵を市から借りる必要がある
7	安全対策	多人数が参加する場合、道路管理者から安全対策を求められることがある。既に対策を考えている場合は概要を確認する (例) ロータリーの横断歩道に交通誘導員を2人配置する など ・対策（ ）
8	電気・水道使用	・電気の使用（ あり ・ なし ） ・水道の使用（ あり ・ なし ）
9	料金	・事務費 円 ・電気、水道代 円 ※電気、水道を使う場合に加算 ・占用料 円くらい ※営利の場合は1㎡当たり25円加算

■ 配置図

- ・ 配置図の白図をもとに、広場のどのあたりで何をするかを聞き取ります。
- ・ 占用申請書に添付する図面のもとなるため、聞き取った内容を白図に書き込み、後で修正できるようにします。
- ・ 配置図は A3 サイズで 1/100 の縮尺となっているため (1m=1cm)、大きさを合わせて記入すると清書の際に役立ちます。
- ・ 配置図の作成を申請者に依頼してもかまいません。

配置図 (白図)



【2】事前協議

- ・ 占用許可申請に必要な書類を作成し、豊田市（土木管理課）と事前協議を行います。
- ・ 書類は使用者から聞き取った内容をもとに作成します。
- ・ 事前協議に必要な書類は以下のとおりです。

■位置図

■配置図

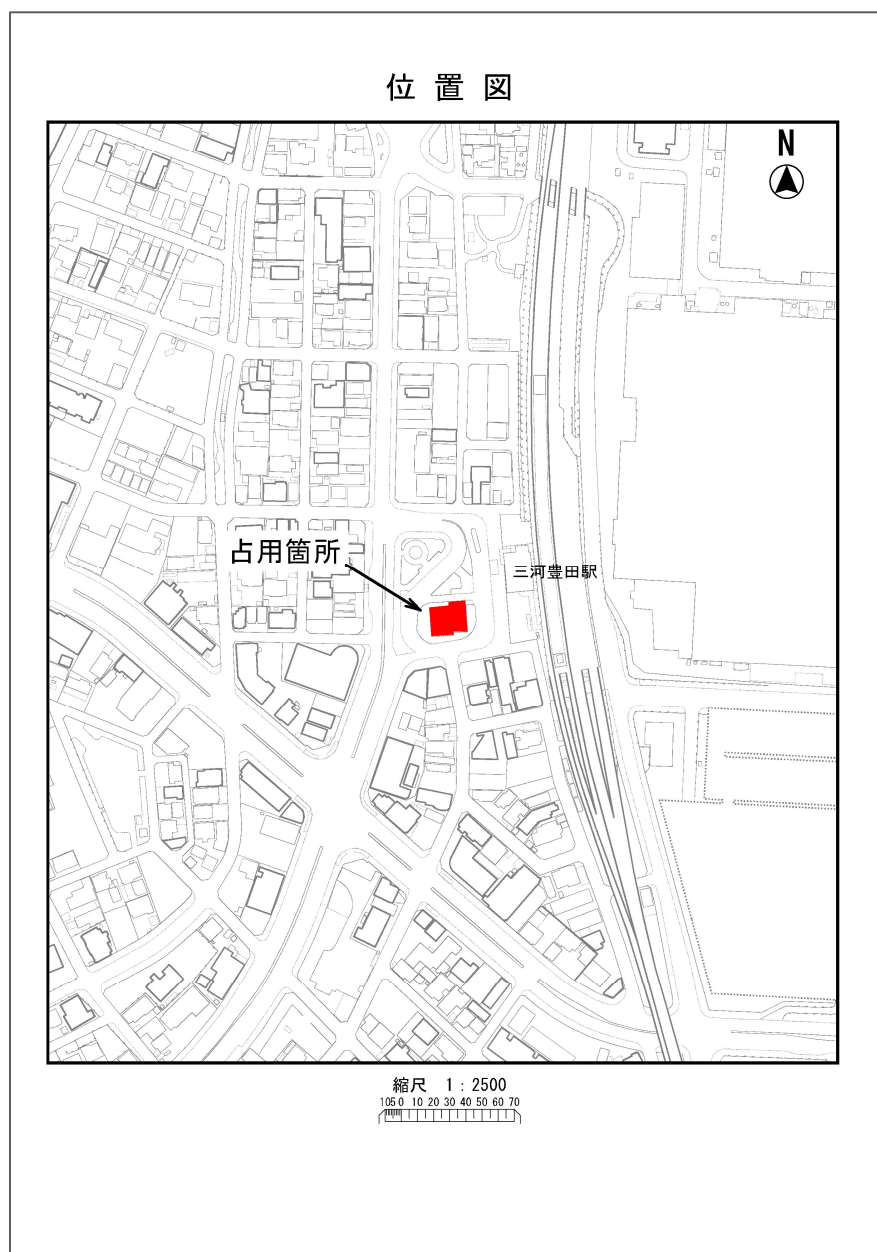
■構造図

■占用物一覧表

※構造図は、ステージやモニュメントなど特殊な構造物を設置する場合に必要となります。

■位置図

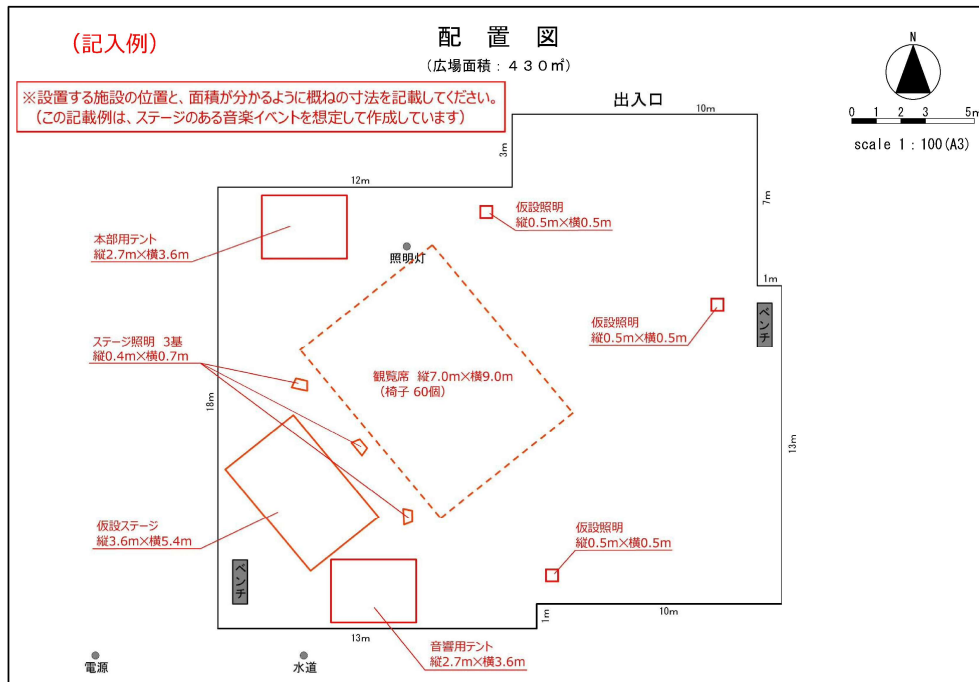
- ・ 駅前広場の位置を示す図面です。広場の使用内容にかかわらず内容は変わらないため、毎回同じものを添付します。



■ 配置図

- ・ 受付時に申請者から聞き取った内容を清書したものを添付します。
- ・ 設置する施設の位置と面積がわかるように、おおむねの寸法を記入します。

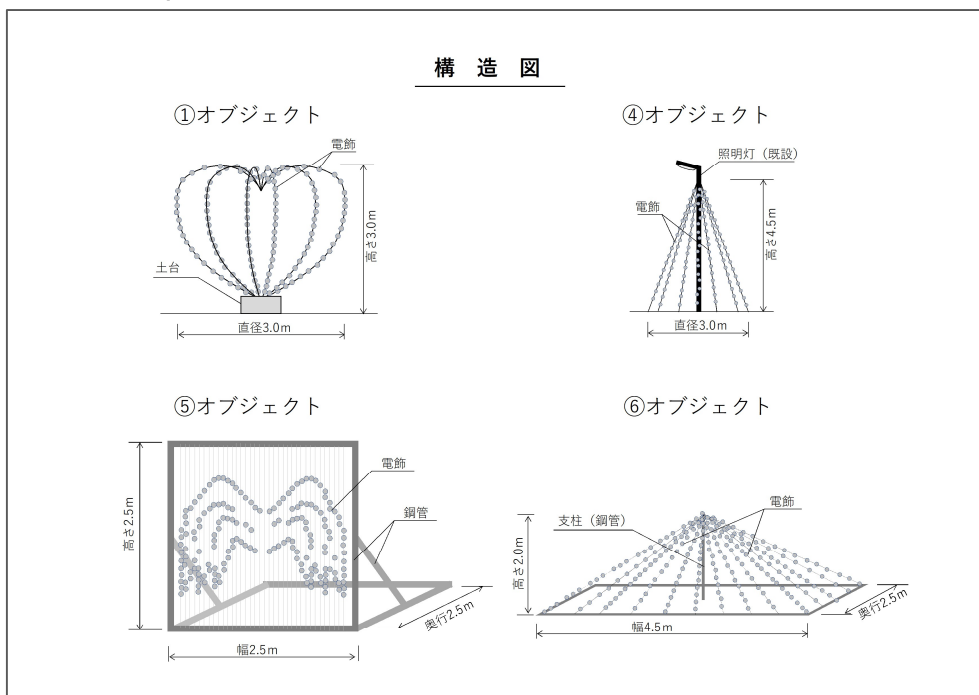
配置図（記入例）



■ 構造図

- ・ 構造図は、豊田市が許可をするにあたり、占用物が危険なものがないか判断するために必要な資料です。
- ・ ステージやモニュメントなど特殊な構造物を設置する場合必要になります。
- ・ 複雑な構造のものは、申請者に作成を依頼しても結構です。

構造図（記入例）



■ 占用物件一覧表

- ・ 配置図に記載した施設の名称と規模（寸法）、占用面積を記入します。
- ・ 営利活動がある場合は、占用の面積をもとに豊田市へ納める占用料を算出するため、面積が必要になります。

占用物件一覧表（記入例）

（記入例） 占用物件一覧表			
名 称	規 模	数量	占用面積
仮設ステージ	3.6m×5.4m	1	19.44㎡
本部用テント	2.7m×3.6m	1	9.72㎡
音響用テント	2.7m×3.6m	1	9.72㎡
観覧席	7.0m×9.0m	1	63.00㎡
仮設照明	0.5m×0.5m	3	0.75㎡
ステージ照明	0.4m×0.7m	3	0.84㎡
占用面積合計			103.47 ㎡

【3】道路占用許可申請

- ・豊田市と事前協議を行った結果を踏まえ、イベント担当者が必要に応じて占用許可申請資料を修正し、「道路占用許可申請書（様式第3号）」と合わせて正式に道路占用許可申請を行います。

道路占用許可申請書（様式第3号 記入例）

（記入例）

様式第3号（第6条関係）

（表）

道路占用 許可申請 協議書

（宛先） 豊 田 市 長

新 規	変 更	豊 田	発 第	年	月	日
--------	--------	--------	--------	---	---	---

令和〇年 〇月 〇日

〒 471-0833

住 所 豊田市山之手5-106

氏 名 三河豊田駅前広場再生協議会
会長 近藤 一郎

担当者 〇〇〇〇

電 話 (090)YYYY-YYYY

イベント担当者の
名前を記入します

道路法 第32条 の規定により 許可の申請 協議をします。

占用の目的	〇〇〇〇イベント		
占 用 場 所	路線名	市道南部2号線	車道・ 歩道 ・その他
	場所	豊田市 山之手4丁目181、183-1 地内 地先	
占 用 物 件	名	規	模 数
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
占 用 の 期 間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	〇日間	占用物件の構造 別紙のとおり
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工 事 の 実施方法
道 路 の 復 旧 方 法	原形復旧	添付書類	位置図、配置図、 占用物件一覧表
備 考			

記載要領

- 「許可申請協議」「第32条」及び「許可の申請協議」については、該当するものを○で囲んでください。
- 新
変
規
更については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 「占用場所」の欄には、地番まで記載してください。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きしてください。
- 「添付書類」の欄には、道路占川の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類の名称を記載してください。

【4】道路占用許可

- ・道路占用許可申請の提出後、豊田市（土木管理課）から認可の連絡があります。（通常約 2 週間）
イベント担当者は、連絡を受け次第、土木管理課の窓口で許可書と車止めの鍵等を受け取りに行きます。
- ・イベント担当者は、区民会館に行き、道路占用許可書の原本を渡します。
- ・窓口の担当者は、道路占用許可書のコピーをイベント担当者に渡します。道路占用許可書のコピーを渡す際に、使用料（⇒P.14）を徴収します。

■ 占用許可後のフロー

■ イベント担当者の対応

土木管理課から占用許可の連絡を受ける



土木管理課窓口で占用許可書及び占用料納付書を受け取る（必要な場合、車止めの鍵、水道の蛇口、分電盤の鍵も受け取る）



占用料を豊田市（土木管理課）に納付
区民会館の窓口に行き、協議会に占用許可書を渡す



使用料を支払う
※詳細は【5】使用料の支払い
（⇒P.14）参照



占用許可書のコピーを受け取る



（ステップ 6）
豊田市（土木管理課）に
着手届を提出する

■ 協議会（受付担当者）の対応

イベント担当者から占用許可書を受け取る

使用料を徴収する
※詳細は【5】使用料の支払い
（⇒P.14）参照



占用許可書のコピーをイベント担当者に渡す（原本は協議会保管）



【5】使用料の徴収・支払い

- ・使用料（事務費、電気代、水道代、占用料）は、下記の料金表をもとに算出します。
- ・事務費、電気および水道料金は一律料金となりますが、占用料は営利目的で使用する面積に応じて計算します。
- ・占用料は、占用申請に添付する「占用物件一覧表」をもとに算出します。
- ・受付時に、申請者におおむねの使用料をお伝えします。
- ・使用料は、占用許可後、使用者に許可書のコピーを渡す際に現金で徴収します。
- ・電気および水道の使用がある場合は、イベント実施前に各メーターの値を撮影のうえ使用量を記録します。（イベントごとの使用量を把握するためです。）
- ・豊田市土木管理課に占用料を支払います。（占用許可時の納付書の納付期限内（1か月以内）に納付してください。）
- ・豊田市市街地整備課に電気および水道の使用量を報告のうえ、市街地整備課から送付される納付書により電気代、水道代を支払います。

■ 料金表（案）

【事務費】（**試行期間**）

500 円 / イベント

【電気代・水道代】

500 円 / 半日 （午前：7:00～13:00 午後：13:00～20:00）

※使用しない場合は料金不要です。

※イルミネーションなど、長期間電気を使用する場合は、実費精算とします。

【占用料（営利目的の使用の場合）】

営利目的の使用による占用面積×25 円 / 日

※広場全体を営利目的で使用する場合 10,750 円 / 日

■ 料金徴収のフロー

【受付時】

申請者へ使用料を伝える

※営利目的の占有がある場合は、占有面積に応じて占用料が変わるため、おおむねの金額を伝えればよい



【事前協議時】 対応なし



【占用許可申請時】 対応なし



【道路占用許可時】

占用許可書のコピーを申請者に渡す際に使用料を徴収する

【6】イベント実施

(1) イベント実施時

- ・イベント担当者は、前日までに豊田市（土木管理課）に着手届を提出します。
- ・イベント実施の際は、占用許可申請時に提出した配置図のとおり占有物が設置されているかなど、広場の使用ルールが守られているか確認します。（使用時の注意事項⇒P.16）
- ・イベント当日は、協議会によって占有物の設置状況や安全対策の実施状況について「現場確認チェックリスト」に基づいてチェックを行います。
- ・チェックにあたっては、イベント来場者や広場内の交通安全を確保することに留意してください。

(2) イベント終了後

- ・イベント終了後は、「現地確認チェックリスト」に基づいて終了後の確認を行います。
- ・車止めの鍵、水道蛇口ハンドル、分電盤の鍵を貸与している場合は、使用者から協議会に返却いただいたうえで、協議会から豊田市土木管理課へ返却します。
- ・電気や水道の使用があった場合は、各メーターの値を写真撮影のうえ、使用量を記録します。
- ・イベント終了後すみやかに、豊田市（土木管理課）に完了届を提出します。

現場確認チェックリスト

現場確認チェックリスト		
令和 年 月 日		
イベント名		
《留意点》		
① 安全に広場を使用することが最大の目的		
② 「参加者やロータリーを通行する車両の安全を確保する」という視点で		
チェック項目	確認時刻	確認者
占有物の配置	時 分	
☐ 許可された以外のものを設置していないか		
☐ 配置図の位置に設置されているか		
☐ 歩道や車道にはみ出していないか		
☐ 参加者の通行の妨げになっていないか		
安全対策	時 分	
※警備員を配置する計画の場合		
☐ 計画通り警備員が配置されているか		
※高さのある占有物がある場合（看板・テント等）		
☐ 強風などで倒れる恐れはないか		
(備考)		
チェック項目	確認時刻	確認者
終了後のチェック	時 分	
☐ ゴミは落ちていないか		
☐ 壊れた施設は無い（車止め、ベンチ、照明塔等）		
☐ 車止めの鍵は掛かっているか		
☐ 忘れ物は無い		
(備考)		

5. 使用時の注意事項

道路占用許可書などを渡す際に、下記について記載した別紙資料を使用者に渡し、ルールを遵守するように伝えてください。

5-1. 使用可能日、および使用可能時間

- ・原則として、年間を通して使用可能です。
ただし、広場施設の改修などにより使用できない場合はこの限りではありません。
- ・広場のイベント使用可能時間は、原則 7 : 00～20 : 00 までとします。
使用可能時間外にイベントを実施したい場合は、申し込み時に相談してください。
- ・上記のイベント使用可能時間には、準備、撤収にかかる時間も含まれます。
使用可能時間外に準備、撤収作業を行いたい場合は、申し込み時に相談してください。

5-2. 使用時の注意事項

- ・広場は全面禁煙です。広場内に喫煙スペースはありません。
- ・交通マナーを遵守してください。路上駐車、迷惑駐車などは厳禁です。
- ・広場内に使用者向けの駐車場、駐輪場はありません。近隣の駐車場および駐輪場を利用してください。
- ・広場内にゴミ箱はありません。ゴミは各自お持ち帰りください。
- ・広場内で落とし物、忘れ物を見つけた場合は、最寄りの交番に届け出てください。
- ・音を出す行為は、周辺住民に十分に配慮してください。

(1) 広場使用時の注意事項

関係法令などの遵守

- ・イベント時は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。
- ・飲食営業を実施する場合は、事前に実施内容を所轄保健所（豊田市保健衛生課）に相談してください。
→事前に、露店営業許可書または臨時営業許可書の写しを協議会へ提出してください。
- ・食中毒対策などのため、PL 保険（生産物賠償保険）などの加入を推奨します。
- ・火気の使用は厳禁です。

占用許可申請書の携帯

- ・イベント当日は、道路占用許可申請書を必ず携帯してください。

イベント使用者の責務

- ・イベントに関わる苦情などが出た場合は、使用者が責任を持って対応してください。苦情などが出た場合には、やむを得ず協議会、もしくは豊田市から中止などの対応を求める場合があります。
- ・広場内の設備故障などにより使用者の初期の目的が達成されない場合であっても、使用料金の返還以上の損失補償は行いません。ご了承ください。
- ・イベント当日に許可された行為以外の行為が確認された場合は、使用許可を取り消す場合があります。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じて、協議会はその補償の責任を負いません。
- ・イベント当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。

- ・駅前広場を通行する車両や歩行者の妨げにならないように配慮してください。
- ・イベント使用者が施設・設備・第三者などに損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故および物品などの盗難、破損などのすべての事故について、その責は広場使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償していただきます。（イベント保険などへの加入をお勧めします。）
- ・イベント中は来場者に対して広場や周辺道路への駐車をしないように周知をお願いします。

車両の乗り入れ

- ・搬入出に伴って広場に車両を乗り入れる場合は、申し込み時に協議会に申し出てください。
- ・乗り入れ口以外からの車両乗り入れはできません。
- ・乗り入れ口には、通常時は車止めが設置されています（鍵で固定しています）。乗り入れ時は、開錠のうえ車止めを開放できますが、乗り入れ完了後は速やかに車止めを復旧してください。
- ・乗り入れの際は、駅前広場を通行する車両や歩行者の安全に十分に配慮してください。

安全対策

- ・イベント実施時の来場者や通行者の安全性に配慮し、警備スタッフを適所に配置してください。
- ・搬入出時の安全性に配慮し、必要に応じて警備スタッフを配置してください。

占用物（設置物・設営物）の設営・管理

- ・糊付け、くぎ打ちなど、原状に戻せない行為は原則できません。
- ・イベント実施中および搬入出時における占用物の保護・管理については、広場使用者で行ってください。また、広場の保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・のぼり、パラソル、テント、ステージなどの設置物は、倒れないよう固定してください。特に、テントには全ての脚に必ずウエイトを設置してください。
（ウエイトの貸出は行っていません。使用者で用意してください。）
- ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ広場の隅を這わせ、ケーブルプロテクターなどで養生してください。

水道・電気の使用

- ・水道、電気の使用を希望する場合は、申し込み時に事前に申し出てください。許可なく使用することはできません。（使用料が発生します。（⇒P.14））

衛生管理

- ・床面を汚損する恐れのある場合は、床面の養生を行ってください。
- ・広場内には、汚水の排水設備がないため、生活雑排水になるような水の使用（洗剤の使用など）はできません。

騒音

- ・コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音の出すことを目的とするイベントを実施する場合は、申し込み時に事前に申し出てください。詳細については、協議会の指示にしたがってください。

緊急時に備えた対応

- ・緊急時に備え、緊急車両の動線確保（乗り入れ）に配慮して占用物を配置してください。
- ・緊急時に、来場者の避難経路を確保できるように占用物を配置してください。
- ・イベント時の事故や、運営者、来場者のけがなど、万一の場合に備えてください。

災害、天候不順などの理由により使用不能となった場合の対応

- ・災害、天候不順など使用者の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合は、双方の協議の上返金します。ただし、占用料については返金不可となります。
- ・暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報などが発令された場合は、原則イベントの実施を中止してください。
- ・イベントを中止する場合は、できるだけ早く協議会へ連絡してください。（遅くとも使用開始 1 時間前まで）
- ・災害、天候不順などの理由により中止となった場合で、日程の変更を希望する場合は協議会に相談してください。

その他

- ・本手引きに定めのない事項に関しては、協議会と使用者で協議の上、善良に対処してください。
- ・本手引きの記載事項や当日の協議会の指示にしたがわない場合は、次回より使用をお断りする場合があります。

(2) イベント使用後の注意事項

- ・広場の使用は、原状回復が基本です。イベント使用後は、原状復旧のうえ、周辺も含めて清掃を行ってください。
- ・広場の構造物や設備に破損、傷の付着、着色などが確認された場合は、補修工事費など実費を請求します。

6. 連絡先

【問い合わせ先】

■ 道路占用許可申請手続きに関する問い合わせ

豊田市役所 建設部 土木管理課

住所：豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎 6 階

TEL：0565-34-6644

■ その他の問い合わせ

豊田市役所 都市整備部 市街地整備課

住所：豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎 5 階

TEL：0565-34-6675

【関係機関】

豊田警察署

住所：豊田市錦町 1-59-1

TEL：0565-35-0110

豊田市消防本部

住所：豊田市長興寺 5-17-1

TEL：0565-35-0119

トヨタ記念病院

住所：豊田市平和町 1-1

TEL：0565-28-0100

7. 手続き書類様式集

- ・ 占用申請受付票
- ・ 配置図
- ・ 位置図
- ・ 占用物件一覧表
- ・ 道路占用許可申請書（様式第 3 号）
- ・ 現場確認チェックリスト